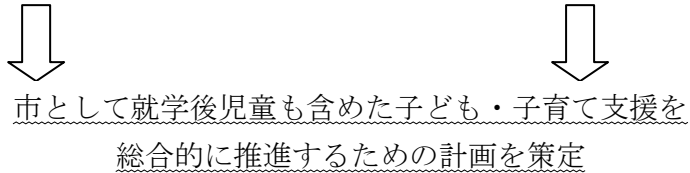


1. 計画策定の目的

①子ども・子育て関連3法の制定  
子ども・子育て支援法第61条に  
基づく市町村子ども・子育て支援  
事業計画

②本市における子育て支援の位置付け  
次世代育成支援対策推進法に基づ  
く「門真市次世代育成支援行動計  
画」の後続計画としての位置付け



(仮称) 門真市子ども・子育て支援事業計画 (平成 27~31 年度)

2. 計画に盛り込む事項

(1) 子ども・子育て支援法に規定されている事項 (必須記載事項)

- ① 教育・保育提供区域の設定
- ② 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み
- ③ ②の事業に係る提供体制の確保及びその実施時期
- ④ 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

(2) 子ども・子育て支援法に規定されている事項 (任意記載事項)

- ① 産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策
- ② 大阪府が行う事業との連携方策
- ③ 職業生活と家庭生活との両立に関すること

(3) 本市の子ども・子育て支援施策推進のために必要な事項

- ① 市が実施する子ども・子育て支援方策
- ② 地域における子ども・子育て支援方策
- ③ その他総合的に子ども・子育て支援を推進するための方策

(4) その他 計画策定後の推進体制について 等

3. 計画策定手順

